不公正取引については、迅速・効率的な取引調査を実施し、証券会社の顧問が職務に関し知った情報を基に行った内部者取引や、インターネット取引による複数口座を用いた相場操縦などに対して課徴金納付命令勧告を行いました。また、大型公募増資の公表前に行われた内部者取引に関し、大手信託銀行に対して課徴金納付命令の勧告を行いました。

ディスクロージャー違反については、迅速・効率的な開示検査を実施し、有価証券報告書等の虚偽記載に係る事案への勧告のみならず、初めての勧告事例となる有価証券届出書を提出せずに有価証券の募集を行う、いわゆる無届募集について課徴金納付命令勧告を行いました。また、開示検査の結果、重要な事項についての虚偽記載が認められなかった場合でも、有価証券報告書等の訂正が必要と認められたときには、自発的な訂正を行うように促しています。

市場の公正性を害する悪質な犯則行為については、複雑・悪質な複合事案に積極的に取り組み、不動産の現物出資制度を悪用した事件や、架空増資を通じ外国企業による「裏口上場」を企図した事件を含め、不公正ファイナンスの絡む事件３件の告発を行いました。また、国際的にも大きな関心を集めた大規模上場企業による長期・多額の粉飾決算に係る虚偽有価証券報告書提出事件について、東京地検、警視庁と合同で調査を行い、迅速に告発を行ったほか、インターネット掲示板を悪用した風説の流布及び偽計事件、デイトレーダーによる見せ玉を用いた相場操縦事件の告発等、発行市場・流通市場全体に目を向け、幅広く悪質な犯罪行為の摘発を行いました。

市場の実態を踏まえたルール整備への貢献については、調査において確認された事例に基づき、違反行為抑止の観点から、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、顧客等の計算において不公正取引を行い、対価を得ている場合においても、課徴金を課すことができるようにする必要がある旨の建議を行いました。

市場のグローバル化への対応に向けての取組みについては、日本市場において行われたクロスボーダーの不公正取引に対し、海外当局との情報交換枠組みを活用し、証券監視委による市場監視を端緒として海外当局との情報交換を通じた緊密な連携の結果、海外当局による処分に至りました。

市場規律の強化へ向けた取組みについては、全体としての市場監視機能強化のため、金融商品取引所や金融商品取引業協会との定期的な会合などによる意見交換を通じて、相互の問題意識の共有を図ってきたほか、各市場参加者による自主的な取組みによって市場規律が全体として強化されるよう、市場参加者との対話や市場への情報発信を引き続き積極的に行ってきました。具体的には、上場会社における内部管理態勢の構築を促すための、全国各取引所主催のコンプライアンスフォーラムにおける講演や、各種広報媒体への寄稿を実施したほか、証券監視委メールマガジンにより、証券監視委の活動状況や問題意識などのタイムリーな発信に取組みました。また、市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促すため、過去の課徴金勧告事案を取りまとめた、「金融商品取引法における課徴金事例集」の更新・公表を平成23年６月に行いました。

2　今後の課題

以上のとおり、証券監視委はこの一年、与えられた権限・権能を適切に活用し、実効性のある効率的な市場監視に取り組んでまいりました。

一方、国際的な規制枠組みの再構築が行われる中、これらを踏まえて金商法の累次の改正や金融商品・取引のイノベーションが進むなど、我が国市場を取巻く状況はダイナミックに動いており、証券監視委として実効性のある効率的な市場監視を行っていくためには、このような変化に適切に対応していく必要があります。また、金融商品取引業者に対する検査においては、金融商品取引業者等の多様な業態と顧客（個人投資家、企業年金等）の特性及び複雑・多様化している金融商品・取引に対するリスク感度を一層高めること、並びに、これに対応した形で情報の収集・分析能力を強化することが課題と考えられます。さらに、日常化しているクロスボーダー取引に海外当局と連携して対応するとともに、内外プロ投資家による不公正取引や違法行為などにも引き続き厳正に対処していく必要があります。

証券監視委としては、こうした課題に適切に対応していくことに努め、活動方針に基づき、より実効性のある効率的な市場監視を行い、引き続き、市場に対する投資者の信頼を保持すべく最善を尽くし、投資者の一層の保護を図っていくことに取り組んでまいります。

第１章　組織

第１　証券監視委

証券監視委は、内閣府設置法第54条及び金融庁設置法第６条等に基づき設置された、委員長及び２人の委員で構成される合議制の機関（いわゆる八条委員会(注)国家行政組織法第８条に基づき設置される「八条委員会」に相当するもの。）としての位置づけ）であり、委員会の事務を処理するため事務局が置かれている。

1　委員会

証券監視委の議事は、２人以上の賛成をもって決せられ、委員長及び委員は、独立してその職権を行使する。委員長及び委員は、衆・参両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。その任期は３年であり、再任されることができる。また、限られた法定の事由がある場合を除き、在任中にその意に反して罷免されることはない。

証券監視委は、平成４年７月に第１期が始まり、平成22年12月13日から第７期目に入っており、委員長に佐渡賢一、委員には福田眞也及び吉田正之がそれぞれ就任している。

2　事務局

証券監視委の事務局には、事務局長、次長（注１）及び国際・情報総括官の下に、総務課、市場分析審査課、証券検査課、取引調査課、開示検査課及び特別調査課の６課が置かれている（注２）。事務局の定員は、市場監視体制の整備拡充を図るため、所要の増員（平成23年度（注３）16人、平成24年度７人）が認められ、平成24年度末で合計392人の体制となっている。

（注１）　平成19年７月１日から従前の１名から２名に増員された。

（注２）　平成18年７月１日に、総務検査課及び特別調査課の２課体制から、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課及び特別調査課の５課体制に拡充され、さらに平成23年７月１日に、課徴金・開示検査課が取引調査課と開示検査課に分離され、現行の６課体制に拡充された。

（注３）　年度とは、４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。以下同じ。

⑴　総務課は、証券監視委全体の総合調整や証券監視委の会議の運営、内閣総理大臣、金融庁長官等に対する建議に関する事務などを行う。

⑵　市場分析審査課は、一般投資家等からの情報の受付、証券取引等に係る情報の収集及び分析並びに取引の内容の審査を行う。

⑶　証券検査課は、金融商品取引業者等に対する検査（以下「証券検査」という。）を行う。

⑷　取引調査課は、内部者取引など不公正取引の課徴金に係る事件の調査（以下「取引調査」という。）を行う。なお、取引調査課に置かれた国際取引等調査室は、外国にある者が行う取引等に係る取引調査を行う。

⑸　開示検査課は、有価証券報告書等の開示書類に関する検査（以下「開示検査」という。）を行う。

⑹　特別調査課は、取引の公正を害する犯則事件の調査を行う。